

世界から選ばれる青森インバウンド誘客推進モデル事業 公募要領

1 目的

本県を訪れる外国人が増加する中で、外国人観光客のニーズを踏まえた先進的・先導的な旅行サービスの提供を行う民間事業者等を発掘し、その取組を支援し、ビジネスとしての定着を目指すとともに、外国人観光客の満足度向上を図ることで、リピーターを獲得することを目的として、本モデル事業を公募するものである。

2 公募期間

平成30年6月29日（金）～8月28日（火）17:00（必着）

3 担当者

青森県観光国際戦略局誘客交流課国際誘客グループ 川村
〒030-8570 青森市長島1-1-1
TEL：017-734-9130 / FAX：017-734-8126
E-mail：mutsumi_kawamura@pref.aomori.lg.jp

4 募集内容

(1) 応募主体

モデル事業実施者は、青森県内に本社、本拠地、又は事業所を有する①～③いずれかに該当する者とする。

- ①単独の民間事業者
 - ②複数の民間事業者が連携した組織
 - ③地方公共団体や観光協会、民間事業者、地域の関係団体等が連携した協議会
- ※地方公共団体の単独による応募は不可。

(2) 取組対象となる活動

本モデル事業では、下記①又は②のいずれかに取り組む事業実施者を選定する。

- ①外国人観光客を対象とした新しい旅行サービスの開発のうち、下記のもの
 - ア) 個人旅行客又は富裕層を対象とした新たな旅行サービス
＜例＞特別席での祭り観覧
 - イ) 県内の宿泊施設、観光施設等で申込みができるオプションツアー、滞在プログラムの開発
＜例＞ホテルで申込み可能な地元で人気のレストラン、スポット巡り
 - ウ) 通訳ガイドを活用した新たな旅行サービス
＜例＞通訳ガイド付きの観光タクシーの運行
- ②外国人観光客の利便性向上のための取組
 - ア) 二次交通の改善に係る取組

- ＜例＞空港とホテル近隣を結ぶ二次交通バスの運行
- イ) 外国人観光客の消費拡大に資する取組
- ＜例＞外国語で街中の飲食店や小売店を案内するコンシェルジュ
- ウ) その他外国人観光客受入の課題解決に係る取組

(3) 対象経費

モデル事業において対象とする経費は、以下のとおりとする。

- ①観光資源等に関するニーズ調査費、対象地域内の動向調査に要する経費
- ②体験プログラム等商品・サービスの企画開発費
- ③モニターツアー催行経費
- ④本事業で造成した商品・サービスの PR 経費
- ⑤本事業で造成した商品・サービスの実施結果の検証に要する経費
- ⑥その他県が必要と認める経費

【補足事項】

以下のような経費は対象としない。

- ※国、都道府県、市町村等により別途、同一活動の経費に対して補助金、委託費等が支給されている活動に関する経費。
- ※大規模な改修に係る費用、用地取得等、本事業の範囲に含まれない経費
- ※応募主体における経常的な経費（事務所等にかかる家賃、保証金、敷金、仲介手数料、高熱水費及び通信料等）
- ※その他モデル事業と無関係と思われる経費

(4) 実施期間

契約締結の日から平成31年3月22日（金）まで

(5) 選定数・負担額の上限

選定数は2者程度とし、1件あたり1,500千円（税込）を上限として、県からモデル事業実施者へ当該取組に資する経費を委託する。

5 公募への参加について

応募する時点で、次の要件を全て満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号）第128条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更正手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

- (4) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 組織又は協議会で応募する場合は当該組織・協議会の構成員が単体で参加することはできない。なお、各構成員は(1)～(4)の条件をすべて満たすこと。

6 応募方法

応募を希望する者は、次のとおり応募書類を提出すること。なお、任意様式書類は、日本工業規格A4又はA3サイズ(折り込むこと)を基本とし、ページを付すものとする。

(1) 応募書類

①応募申請書(様式1)

②応募団体概要書(様式2)

※応募主体が「4 募集内容(1) 応募主体 ②、③」に該当の場合提出すること。

③事業計画書(様式3)

④経費内訳書(様式4)

⑤その他知事が必要と認める書類

(2) 提出期限等

平成30年8月28日(火)17時00分必着

持参又は郵送とする。なお、郵送の場合は、上記提出期限に必着とし、発送後であっても、未着の場合は期限内の提出がなかったものとみなす。ただし、期限までにメールにて仮提出がある場合はこの限りではない。

(3) 提出先

「3 担当者」のとおり。

(4) 提出部数

印刷物 5部

(5) 応募資格の可否及び喪失

応募書類を提出した者は、本モデル事業への応募資格を有するものとする。

ただし、次の各号のいずれかに該当したときは、応募資格を喪失するものとする。

①本手続きにおいて、提出した書類等に虚偽の記載をし、又はその他不正な行為をしたとき。

②本手続きの期間中に、上記5に掲げる公募要件に該当しなくなったとき。

7 審査

(1) 審査の方法

応募書類を踏まえ、別紙「モデル事業審査基準」に基づき、事業実施者を2者程度選定する。

(2) 審査結果の通知

審査結果は、平成30年9月7日(金)までにメールにて通知する。

8 契約の締結方法

審査において選定した事業実施者を契約予定者とし、随意契約の見積徴取の相手方とする。なお、事業提案者との協議において合意が至らなかった場合には、次点者と協議を行うものとする。

9 実績報告

モデル事業実施者は、本事業完了後下記のとおり実績報告を提出する。

(1) 提出書類

- ①完了報告書（様式5）
- ②精算報告書（様式6）
- ③事業実施報告書（様式7）
- ④その他知事が必要と認める書類

(2) 提出期限

平成31年3月22日（金）

(3) 提出先

「3 担当者」のとおり。

(4) 提出部数

印刷物 4部

10 その他の留意事項

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。
- (2) 応募主体の提出する企画提案書は1案に限る。
- (3) 応募書類の作成並びに提出に要する費用、旅費、その他本手続きへの参加に関し、要した経費は応募者の負担とする。
- (4) モデル事業の選定前に着手した取組については経費の対象外となる。
- (5) 本モデル事業は国の東北観光復興対策交付金を活用しているため、会計検査院の現地検査等の対象となる場合がある。

11 様式一覧

- 様式1 応募申請書
- 様式2 応募団体概要書
- 様式3 事業計画書
- 様式4 経費内訳書
- 様式5 完了報告書
- 様式6 精算報告書
- 様式7 事業実施報告書